

なお、保育料算定のため美祢市が保有する保護者及び同一世帯の家庭に関する課税資料等の閲覧について同意します。

【入所の申込について】

希望する施設(事業所)名		希 望 理 由
第1希望	☐ 保育園 ☐ 幼稚園	☐ 現在利用 ☐ 自宅職場に近い ☐ 兄弟等利用 ☐ その他()
第2希望	☐ 保育園 ☐ 幼稚園	☐ 現在利用 ☐ 自宅職場に近い ☐ 兄弟等利用 ☐ その他()
第3希望	☐ 保育園 ☐ 幼稚園	☐ 現在利用 ☐ 自宅職場に近い ☐ 兄弟等利用 ☐ その他()

【注意事項】

この申込書は、保護者が次の点に注意し、記入のうえ提出してください。	
1	児童1人に対してそれぞれ提出してください。
2	家族構成については、同住所地にお住まいの方(世帯分離含む)全員の氏名等を記入してください。
3	原則として、各月の1日入所となります。
4	5月以降から利用希望の場合は、希望日の3ヶ月前から申請を受け付けます。 ただし、4月1日より利用希望の方及びきょうだいが継続入所している場合はこの限りではありません。
5	2、3号認定の保護者(原則として父母)は、就労証明書等(児童を保育できない理由)の提出が必要です。
6	利用料の算定で、父及び母いずれも給与収入が103万以下の水準であり、かつ、同一世帯に同居者がいる場合、父又は母の収入額を上回る者がいる場合は、当該者を家計の主宰者とみなし、その者の市民税所得割を加算します。
7	この申込書は、認定・保育の実施及び利用料の算定・徴収のために使用するもので、その他の目的に使われることはありません。事実と相違する内容があった場合は、入所承諾の取消や退所となることがありますので、あらかじめご承知ください。また、途中で記載内容が変わった場合は速やかに変更申請等の手続きをしてください。

【留意事項】

支給認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については

- 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

【保育の認定基準】保護者(原則として父母)が次のいずれかの事情にある場合

①	就労等	家庭外労働	児童の保護者が家庭の外で仕事を48時間/月以上することが普通なので、児童の保育ができない場合
		家庭内労働	児童の保護者が家庭で日常の家事以外の仕事を48時間/月以上することが普通なので、児童の保育ができない場合
②	妊娠 出産	児童の保護者が出産の前後のため、児童の保育ができない場合(出産予定月及びその月の前後2ヶ月) ※多胎妊娠の場合は前3ヶ月から	
③	疾病 障害	児童の保護者が病気・負傷・心身に障害があつたりするので、児童の保育ができない場合	
④	介護 看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要なきょうだいがおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、児童の保育ができない場合	
⑤	災害復旧	火災や風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合	
⑥	求職活動	児童の親が求職活動を行っているため、児童の保育ができない場合(入所後3ヶ月まで)	
⑦	就学	児童の親が就学(職業訓練校における職業訓練を含む)のため、児童の保育ができない場合	
⑧	虐待・DV のおそれがある	虐待やDVのおそれがあり、家庭で保育することが望ましくない場合	
⑨	育児休業	育児休業時に、すでに施設を利用している児童の継続入所(育児休業終了まで)	
⑩	その他	市長が認めた場合	